

## 我孫子市税条例の一部改正の主な内容

### 改正概要

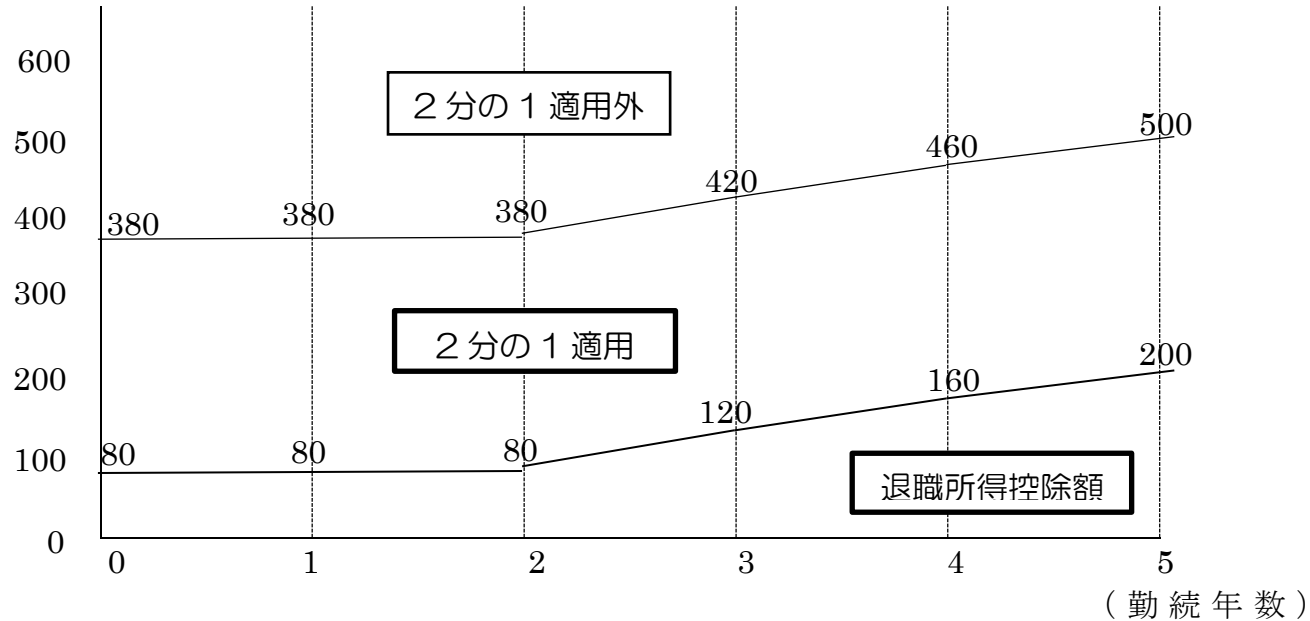
令和3年度地方税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律が4月1日から施行されます。それに伴い、我孫子市税条例の一部条項について3月31日までに改正する必要があるため、専決処分により我孫子市税条例の一部を改正する条例を制定するものです。

なお、この専決処分については、令和3年第2回市議会定例会において報告し承認を求めることとなります。

番号	条番号	該当項目・改正内容	施行期日
1	第36条の3の2	<p>個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書</p> <p>給与所得者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止</p> <p><b>給与等、退職手当等又は公的年金等（以下「給与等」という。）の支払いを受ける者が、給与等の支払いをする者に対し、源泉徴収関係書類の書面による提出に代えて、当該書類に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行う場合の要件である給与等の支払いをする者が受けるべき税務署長の承認を不要とする措置。</b></p> <p><b>措置対象</b></p> <p>①給与所得者の扶養親族申告書（第36条の3の2）</p> <p>②公的年金等受給者の扶養親族申告書（第36条の3の3）</p> <p>③退職所得申告書（第53条の9）</p>	令和3年4月1日
2	第36条の3の3	<p>個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書</p> <p>公的年金等受給者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止</p> <p><b>番号1参照</b></p>	令和3年4月1日
3	第53条の8	<p>特別徴収税額</p> <p>退職所得申告書の定義に係る規定の整備</p> <p><b>退職所得課税における2分の1課税は、退職所得が長期にわたる勤務の結果生ずるものであり勤務の対価の一部が蓄積して一挙に支払われるものであることに配慮された税負担の平準化措置であることから、法人役員等以外についても勤続年数5年以下の短期の退職金については、2分の1課税の平準化措置の適用から除外するようにした改定です。</b></p> <p><b>ただし、雇用の流動化等に配慮し、退職所得控除額を除いた支払額300万円までは、引き続き2分の1課税の平準化措置が適用されます。</b></p>	令和3年4月1日

・勤続年数5年以下の法人役員等の退職金については、2分の1課税を適用しない（H24年度税制改正）

支払額（万円）



勤続年数20年以下の場合の退職所得控除額 40万円×勤続年数  
 (ただし80万未満の場合は一律退職所得控除額は80万円)

※支払額480万円で勤続年数4年の場合

退職控除額 40万円×4年（勤続年数）＝160万円  
 160万円＋300万円＝460万円 → 2分の1適用  
 480万円－460万円＝20万円 → 2分の1適用外

4	第53条の9	退職所得申告書 退職所得申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止 <b>番号1参照</b>	<u>令和3年4月1日</u>
5	第81条の4	環境性能割の税率 <b>軽自動車税の環境性能割の税率を1%軽減する臨時的軽減措置について、適用期限を令和3年3月31日か</b>	<u>令和3年4月1日</u>

		<p>ら9か月延長し令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。この措置による減収については、全額国費で補填されます。</p>	
6	附則第7条の2	<p>法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合          地方税法附則第15条の改正において、項の一部が削除・新設されたため、引用項番号を改正する。</p> <p><b>削除 附則第15条第8項（雨水貯留浸透施設に対する課税標準の特例措置）</b>  <b>新設 附則第15条第46項（浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置）</b></p> <p><b>特定都市河川浸水水害対策法又は下水道法の改正による削除及び新設</b>          特定都市河川浸水被害対策法及び下水道法の改正を前提に、特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法の規定により認定を受けた雨水貯留浸透施設設備計画（仮称）に基づき、浸水の防止を図るために取得する一定の償却資産に係る固定資産税について、課税標準を価格に次の割合を乗じて得た額とする特例措置が令和6年3月31日まで講じられます。</p> <p><b>大臣配分資産又は知事配分資産特例率 1/3</b>  <b>その他の資産特例率 1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合 我孫子市は1/3</b></p> <p>・雨水貯留浸透          雨水を貯留させたり、地中に浸透させたりすること。またはそれらを実現するための技術。タンク等に貯めた雨水を防火用水等に有効利用することは水資源の節約につながります。また都市部では舗装化が進んでいるため、雨水の地中への浸透が阻害され、洪水や地下水低下の原因になっています。雨水貯留浸透施設によって、地下に浸透せずに河川や下水道へと流出する雨水を効率よく浸透させることは、災害防止にもなります。</p> <p><b>削除 附則第15条第41項（生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置）</b>          生産性向上特別措置法の廃止に伴い削除。なお一部の条文は中小企業等経営強化法に移行し引き続き附則第64条にて規定され適用期限が2年延長される。我孫子市の特例率は0で変わらず。  <b>特例措置の要件</b>          ・認定先端設備等導入計画に基づき中小企業が実施する設備投資</p>	<p>特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行日</p> <p>産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行日</p>

中小企業は商工会等と連携し、先端設備等導入計画を策定  
 企業の先端設備等導入計画が導入促進基本計画に合致するかを市が認定

- ・ 真に生産性革命を実現するために設備投資  
 導入により、労働生産性が年平均3%以上向上する設備投資
- ・ 企業の収益向上に直接つながる設備投資  
 生産、販売活動等の用に直接供される新たな設備への投資

改正法案

	～令和3年3月31日	令和3年4月1日～
機械装置等	附則第15条第41項	附則第64条
事業用家屋、構築物	附則第64条	附則第64条

対象資産

機械及び装置、器具及び備品、工具、建物附属設備	旧モデル比で生産性(単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等)が年平均1%以上向上する一定のもの。	平成30年4月1日以降の取得
事業用家屋	取得価格の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの。	令和2年4月30日以降の取得
構築物	旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの。	令和2年4月30日以降の取得

土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義  
 令和3年度は固定資産の評価替えの年になり、地価下落地域における土地の評価額の修正や、家屋の再建築費  
 評点基準表の改正等の措置があります。

※現行の負担調整措置及び以下の特例措置の適用期限が3年間延長されます。

税負担急増土地に係る条例減額制度

	改正前	改正後
適用期限	平成30年4月1日～令和3年3月31日	令和3年4月1日～令和6年3月31日

7 附則第8条

令和3年4月1日

		<p align="center"><b>※令和3年度限りの措置</b></p> <p align="center"><b>地価が上昇 →令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額とする。</b></p> <p align="center"><b>地価が下落 →令和3年度の課税標準額を適用する。</b></p> <p align="center"><b>適用対象 全ての土地（商業地等・住宅用地・農地等）</b></p>	
8	附則第8条の2	<p>令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例</p> <p>固定資産の評価替え時に、新型コロナウイルス感染症による社会経済活動や国民生活全体を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、価格上昇分を据置く措置</p>	<u>令和3年4月1日</u>
9	附則第9条	<p>宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度の固定資産税の特例</p> <p>3年毎に行う評価替えに伴い適用期限等を延長する措置</p>	<u>令和3年4月1日</u>
10	附則第9条の3	<p>用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例</p> <p>3年毎に行う評価替えに伴い適用期限等を延長する措置</p>	<u>令和3年4月1日</u>
11	附則第10条	<p>農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度の固定資産税の特例</p> <p>3年毎に行う評価替えに伴い適用期限等を延長する措置</p>	<u>令和3年4月1日</u>
12	附則第10条の2	<p>市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例</p> <p>固定資産の評価替え時に、新型コロナウイルス感染症による社会経済活動や国民生活全体を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、価格上昇分を据置く措置</p>	<u>令和3年4月1日</u>
13	附則第10条の3	<p>市街化区域農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度の固定資産税の特例</p> <p>3年毎に行う評価替えに伴い適用期限等を延長する措置</p>	<u>令和3年4月1日</u>
14	附則第11条	<p>免税点の適用に関する特例</p> <p>固定資産の評価替え時に、新型コロナウイルス感染症による社会経済活動や国民生活全体を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、価格上昇分を据置く措置</p>	<u>令和3年4月1日</u>
15	附則第12条	<p>特別土地保有税の課税の特例</p> <p>固定資産の評価替え時に、新型コロナウイルス感染症による社会経済活動や国民生活全体を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、価格上昇分を据置く措置</p>	<u>令和3年4月1日</u>
16	附則第12条の3	<p>軽自動車税の環境性能割の非課税</p> <p><b>軽自動車税の環境性能割の税率を非課税にする臨時的軽減について適用期限を令和3年3月31日から9か</b></p>	<u>令和3年4月1日</u>

月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とします。この措置による減収については、全額国費で補填されます。

軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例

軽自動車税の環境性能割については、燃費性能に応じた税率区分を設定し、その区分を2年毎に見直すことになっています。令和2年度末が見直し時期にあたりそのための改正措置です。

- ・目標年度が到来した令和2年度(2020年度)燃費基準の達成状況を考慮しながら、令和12年度(2030年度)燃費基準の下で税率区分を見直す。なお軽減対象車の割合は現行水準(約7割)が維持されます。またクリーンディーゼル車については構造要件による非課税の対象から除外されますが、2年間(令和3年4月~令和5年3月)の激変緩和措置が講じられます。

現行(令和元、2年度)

		軽自動車
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車		非課税
ガソリン車	2020年度基準	
ハイブリッド車	+20%達成	
LPG車	2020年度基準	
	+10%達成	
上記以外		2%

改正後(令和3、4年度)

		軽自動車
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車		非課税
ガソリン車	2030年度基準	
ハイブリッド車	85%達成	
LPG車 クリーンディーゼル車	2030年度基準	
	75%達成	
上記以外又は2020年度基準未達成車		2%

17

附則第12条の3の2

令和3年4月1日

		<p><b>クリーンディーゼル車の経過措置</b></p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>令和3年4月から令和4年3月まで</td> <td>令和4年4月から令和5年3月まで</td> </tr> <tr> <td>2030年度基準60%以上達成車</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>上記以外又は2020年度基準未達成車</td> <td>非課税</td> <td>3%</td> </tr> </table> <p><b>※クリーンディーゼル車</b>  これまでのディーゼル自動車より排出ガスに含まれている窒素酸化物（NOx）などを一層低減したディーゼル自動車のことです。</p>		令和3年4月から令和4年3月まで	令和4年4月から令和5年3月まで	2030年度基準60%以上達成車	非課税	非課税	上記以外又は2020年度基準未達成車	非課税	3%	
	令和3年4月から令和4年3月まで	令和4年4月から令和5年3月まで										
2030年度基準60%以上達成車	非課税	非課税										
上記以外又は2020年度基準未達成車	非課税	3%										
18	附則第13条	<p>軽自動車税の種別割の税率の特例</p> <p><b>附則第13条の2改正に伴う条文の整理</b></p>	令和3年4月1日									
19	附則第13条の2	<p>軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例</p> <p><b>種別割の税率を定めている第82条の規定の適用について、初回車両番号指定を令和3年4月1日から令和4年3月31日（令和4年度分）まで及び令和4年4月1日から令和5年3月31日（令和5年度分）まで受けたものに対して現行の税率と変わらず適用する。</b></p>	令和3年4月1日									
20	附則第18条	<p>東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等</p> <p><b>東日本大震災の復旧に関する取組を引き続き推進する必要があることから、東日本大震災により滅失・損壊した居住用家屋の敷地について家屋を取り壊した場合においても、市が住宅用地として使用することができないと認める場合は、引き続き住宅用地として軽減できる措置が令和8年度まで延長されます。</b></p> <p><b>現行 平成24年度から令和3年度までの各年度分の固定資産税 ⇒改正後 平成24年度から令和8年度までの各年度の固定資産税</b></p> <p><b>軽減措置 固定資産税の課税標準を1/3（200㎡以下の場合は1/6）</b>  <b>都市計画税の課税標準を1/3（200㎡以下の場合は2/3）</b></p>	令和3年4月1日									
21	附則第22条	<p>新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例</p> <p><b>住宅借入金等特別控除期間13年の特例の適用期限が延長される。一定の期間（※）に契約した場合、令和4年末までの入居者を対象とする。（現行→令和2年末までの入居者が対象。新型コロナウイルス感染症の影響により入居が遅れた場合は令和3年末まで。）</b></p>	令和3年4月1日									

		(※) 新築 ⇒令和2年10月1日から令和3年9月30日まで 建売・中古・増改築等 ⇒令和2年12月1日から令和3年11月30日まで	
--	--	---	--